

議案第6号

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
について

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

平成29年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、議会議員の報酬の額を改めるため、日進市議会の議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する必要があるからで
あります。

2 主な改正点

報酬月額を次のように改める。

| 区 分 | 改正後 | 改正前 |
|-----|----------|----------|
| 議 長 | 523,000円 | 522,000円 |
| 副議長 | 464,000円 | 438,000円 |
| 議 員 | 430,000円 | 416,000円 |

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条 例 第 号

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和41年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 区分 | 議員報酬月額 | 区分 | 議員報酬月額 |
| 議長 | 523,000円 | 議長 | 522,000円 |
| 副議長 | 464,000円 | 副議長 | 438,000円 |
| 議員 | 430,000円 | 議員 | 416,000円 |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。